

旭川市消費者被害防止 ネットワークニュース No.6

●旭川市消費生活センターに寄せられた相談件数

旭川市消費生活センターに寄せられた相談件数は、平成26年度は2,798件。今年度は9月末時点で1,369件と、昨年と同時期に比べやや減となっています。

今年度上半期に寄せられた相談は、パソコンやスマートフォン画面での請求・いわゆるワンクリック詐欺と言われる請求に関するものが相変わらず多く、性別や年代に関係なく広く寄せられております。

アダルト情報サイトの請求画面等には、「退会はこちら」、「誤操作の方はこちら」等というボタンが用意されていて、これらのボタンを押すことで事業者に連絡することになってしまい、事業者から請求を強く求められるケースも見られます。

決して事業者に連絡しないようにすることが大切です。

相談件数

	平成26年度	平成27年度
4月	251	256
5月	222	192
6月	232	259
7月	240	244
8月	200	200
9月	236	218
10月	297	
11月	202	
12月	210	
1月	218	
2月	225	
3月	265	
合計	2,798	1,369

※平成27年度は、平成27年9月末現在の相談件数で、概数である。

販売方法別の相談件数

		平成26年度	平成27年度
訪問販売	家庭訪販	272	129
	SF商法	3	6
	アポイントメントセールス	5	0
	キャッチセールス	1	1
	上記以外	13	12
	訪問販売計	294	148
通信販売		814	406
連鎖販売(マルチ)		39	21
電話勧誘販売		252	100
ネガティブオプション(送りつけ商法)		9	9
訪問購入		26	32
その他無店舗		23	13
店舗販売		721	334
不明・無関係		620	306
(多重債務)		(59)	30
総件数		2,798	1,369

※多重債務の()内の数字は内数である。

※訪問販売欄の「上記以外」とは、職場訪問販売、1日だけの展示会販売等である。



旭川市消費生活センター

旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階

相談専用電話 0166-22-8228

受付日 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

マイナンバー制度に便乗した不審な電話等に注意を！

10月からマイナンバーが通知されることに関して、「口座番号を教えてください」「個人情報を調査するなどといった不審な電話等に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。マイナンバー制度を騙った不審な電話や訪問等には十分に注意してください。

相談事例

【事例1】 行政機関を名乗り、口座番号を取得しようとする不審な電話があった。

行政機関を名乗って、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話があった。本当か。

【事例2】 行政機関を名乗り、資産などの情報を聞き出そうとする女性が訪問した。

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言っ、女性が訪問し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。本当に行政機関がそのような調査をしているのか。

【事例3】 電話で教えられた偽のマイナンバーを修正するために数百万円を渡した。

公的な相談窓口を名乗る者から電話があり、偽のマイナンバーを教えられた。その後、公的機関に寄付をしたいという別の男性から連絡があり、そのマイナンバーを貸してほしいと言われたので教えた。翌日、「マイナンバーを教えたことは犯罪に当たる」と寄付を受けた機関を名乗る者から言われ、記録を改ざんするため金銭を要求され渡してしまった。

＜アドバイス＞

- ・マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きで、国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求することは一切ありません。
- ・「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。マイナンバーに関する不審な電話はすぐに切って、旭川市消費生活センターに相談するようにご案内ください。

消費者出前講座

旭川市内のサークル・企業・学校等へ講師が出向き、
悪質商法の事例を紹介し、被害の未然防止策等を説明します。

※費用は無料です。詳しくは旭川市消費生活センターへお問い合わせ、
又は下記のホームページをご覧ください。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/shiminseikatsu/syouhi/syouhiseikatu.htm>

